

一上

官職ナキ者ニ對スル榮典敘賜ノ件  
別紙閣議ニ供ス

大正三年六月九日 内閣書記官  
内閣總理大臣  
外務大臣  
内務大臣  
陸軍大臣  
司法大臣  
農商務大臣  
郵便大臣  
海軍大臣  
文部大臣  
貿易大臣  
内閣書記官長

勅令二八	一海軍警査服制中ヲ改正ス	六月八日	十八
勅令二三	一鐵道院職員服制中ヲ改正ス	六月廿三日	十九
勅令二四	一陸軍軍屬從軍服制ヲ改正ス	六月廿九日	二十
勅令二五	一官國幣社以下神社遷座祭ニ於テ前行ノ所役ヲ務ムル者ノ服制ニ關スル件ヲ定ム	六月廿九日	二十一
勅令二六		六月三十日	二十二
勅令二七		六月八日	二十三

國家又ハ公益ノ為功績アル者ヲ表彰スル  
各種ノ榮典ハ官職ヲ有スル者ニ厚クレ  
テ其ノ他ノ者ニ薄キノ嫌ナシトセス依テ  
今後官職ナキ者ニ對シ左記ノ方法ニ依リ  
其ノ功績ヲ表彰スルニ於テ遺漏ナキヲ期  
セムトス

一、現行榮典敘賜ノ範圍及程度ヲ改ムル  
コト

二、學術技藝、教育慈善、殖產興業其他公

國家又ハ

益ノ為功績アリタル者ニ對レ別ニ表彰

ノ方法ヲ審究スルコト

三、前項ノ者ヲシテ國家並皇室ノ待遇ヲ受ケレムルノ途ヲ講スルコト

明治四十年五月八日 皇室令第二號宮大臣副署	
第八條 有爵者ハ法律命令及滿族ニ國ニ小規程ノ範圍内ニ於テ家範ナ定ムルコトヲ得 家範ハ宮内大臣ノ認許ヲ受クヘシ之ニ廢止 變更フルトキ亦同シ	
第九條 有爵者未成年者又ハ篤治產者ナルトキハ家 範ナ定メ又ハ之ヲ廢止變更スルコトヲ得 有爵者未滿年者ハ其ノ爵ニ相當スル禮遇ヲ享 カシム	
第十條 爵ヲ襲グコトヲ得ヘキ家督相續人又 ハ其ノ法定代理人ハ相續ノ開始ヲ知リタル 時ヨリ六箇月内ニ宮内大臣ニ家督相續ノ届 出ヲ爲スヘシ	
第十一條 爵傳ハ家督相續開始ノ時ヨリ其ノ 效力ヲ生ス	
第十二條 左ノ場合ニ於テハ家督相續人ハ爵 ヲ襲クコトヲ得ス	
第一 國籍喪失ニ因リ家督相續開始ヲタルト キハ其ノ法定代理人ハ家督相續ノ開始ノ時ヨリ 三箇年内ニ家督相續ノ届出ヲ爲スサルトキ ハ其ノ法定代理人ハ之ヲ失ヒ	
第二 第十條第一項ノ期間内又ハ家督相續開始 ノ時ヨリ三箇年内ニ家督相續ノ届出ヲ爲スサルトキ ハ其ノ法定代理人ハ之ヲ失ヒ	
第三 第二十二條又ハ二十四條ニ依リ滿族 ノ族稱ヲ享ケサルトキ又ハ之ヲ失ヒ若 ハ之ヲ除カレタルトキ	
第十四條 有爵者及其ノ家族ノ身分ニ關シ監 督上必要ナル事項ハ宮内大臣之ヲ管掌ス ハ之ヲ除カレタルトキ	
第十九條 有爵者又ハ其ノ法定代理人養 子組ナシハ其ノ法定代理人又ハ之ヲ失ヒ若 ハ之ヲ除カレタルトキ	
第二十條 前三條ニ規定シタル場合ノ外舉 族ノ體面ヲ汚辱スル失行アリタル者ハ情狀 ニ依リ爵ヲ返上セズメ、滿族ノ族稱ナ除キ 又ハ其ノ禮遇ヲ停止シハ禁止ス	
第五條 第六條ノ禮遇ヲ享ケサル家督ニシ テ前項ノ失行アリタル者ハ滿族ノ族稱ヲ除 ヘン	
第二十一條 有爵者其ノ品位ヲ保ツコト能ハサル者 ノ族稱ヲ享ケタル者モ共ニ其ノ禮遇ヲ享タルコ トヲ得ス	
第二十二條 有爵者其ノ品位ヲ保ツコト能ハ サル前宮内大臣ノ認許ヲ受クヘシ	
第二十三條 第二十四條ノ處分ハ勅裁ヲ經テ宮内大臣之 チ行フ禮遇ノ停止ヲ解除スルトキ亦同シ	
第二十四條 前項ノ處分ハ勅裁ヲ經テ宮内大臣之 チ行フ禮遇ノ停止ヲ解除スルトキ亦同シ	
第二十五條 有爵者其ノ品位ヲ保ツコト能ハ サルトキハ宮内大臣ヲ經テ爵ノ返上ヲ請願 スルコトヲ得ス	
第二十六條 有爵者其ノ品位ヲ保ツコト能ハ サルトキハ宮内大臣ヲ經テ爵ノ返上ヲ請願 スルコトヲ得ス	
第二十七條 第二十條第一項、第二十三條、 第二十四條ノ處分ハ勅裁ヲ經テ宮内大臣之 チ行フ禮遇ノ停止ヲ解除スルトキ亦同シ	
第二十八條 禁戒委員ノ互選ニ關スル規程ハ 依リ組織シタル禁戒委員會ノ決議ヲ經タル 後効裁ヲ經ヘシ	
第二十九條 宮内大臣勒裁ヲ經ア之ナ定ム 宮内大臣勒裁ヲ經ア之ナ定ム	



● 奨章條例

明治十四年十二月七日  
太政官布告第六十三號

明治十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

褒章條例別紙ノ通相定來明治十五年一月一

右奉勅旨布告候事

(別紙)

褒章條例

第一條 凡ソ自己ノ危難ヲ顧ミス人命ヲ救助シタル者父ハ孝子順孫節婦義僕ノ類ニシテ

徳行卓絶ナル者又ハ實業ニ精勤シ衆民ノ模範タルベキ者又ハ學術技藝上ノ發明改良著

述教育衛生農業防護ノ事業、學校病院ノ建

設、道路河渠堤防橋樑ノ修築、田野ノ耕闢、森

林ノ栽培、水產ノ繁殖、農商工業ノ發達ニ關

シ公眾ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者又ハ公

同ノ事務ニ勤勉シ勞效顯著ナル者ヲ表彰ス

ル爲メ左ノ三種ノ褒章ヲ定ム

紅綬褒章

右自己ノ危難ヲ顧ミス人命ヲ救助シタル者

ニ賜フモノトス

藍綬褒章

右孝子順孫節婦義僕ノ類ニシテ徳行卓絶

ナル者又ハ實業ニ精勤シ衆民ノ模範タルベキ

者ニ賜フモノトス

緑綬褒章

右學術技藝上ノ發明改良著述、教育衛生農業

善防疫ノ事業、學校病院ノ建設、道路河渠堤

防橋樑ノ修築、田野ノ耕闢、森林ノ栽培、水產

ノ繁殖、農商工業ノ發達ニ關シ公眾ノ利益

ヲ興シ成績著明ナル者又ハ公同ノ事務ニ勤

勉シ勞效顯著ナル者ニ賜フモノトス

第二條 奇特ノ實行アリト開モ褒章ヲ賜フヘ

キ場合ニ至ラサルモノハ寫狀ヲ與フコトア

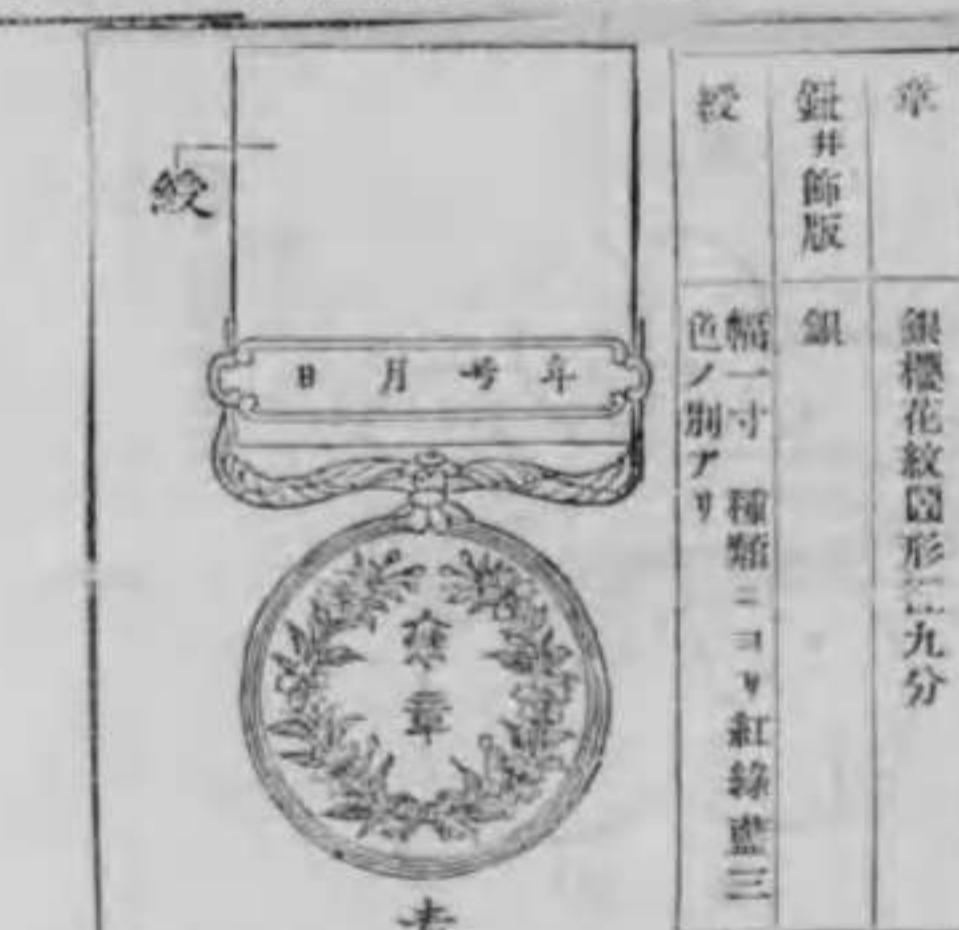
ルヘシ

第三條 已ニ褒章ヲ賜ハリタルモノ再度以上

同様ノ實行アリテ褒章ヲ賜フヘキトキハ其

都度飾版一箇ヲ賜與シ其季ノ綬ニ附加セシ

メ以テ標識トス



第四條 褒章ハ本人ニ限リ。身之ヲ佩用シ及  
シ徽章トナスを得然レトニ重罪ノ刑ニ處セ  
ル。前同上ノ刑ニ處セラレタル者ニハ之ヲ授  
與セス

褒章ノ號

章	錦井飾版	銀
幅一寸 色ノ別アリ 種類ニヨリ紅緋藍三 色ノ別アリ	銀櫻花紋圓形二九分	銀

大正元年七月三十日前ノ日附ヲ以テ交  
付スヘキ勅三等功五級以上ノ勅記ニ  
關スル件

右謹テ奏ス

大正三年八月二十一日

内閣總理大臣伯爵大隈重信

